

令和6年度大和高田市保育所及び子ども園に係る 外国人講師派遣業務委託仕様書

1 業務の名称

令和6年度大和高田市保育所及び子ども園に係る外国人講師派遣業務委託

2 契約の種類

派遣業務委託契約とする。

3 派遣業務委託の目的

大和高田市立の保育所及び子ども園に英語を母語又は公用語とする外国語指導助手（以下、「ALT」という）を派遣することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、園児の外国語によるコミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図ること。

4 就業場所及び各年度派遣予定日数

施設名	所在地	派遣日数
大和高田市立高田子ども園	大和高田市本町1-2-2	9日
大和高田市立片塩保育所	大和高田市旭北町4-3-4	9日
大和高田市立土庫子ども園	大和高田市土庫1丁目10-19	9日
大和高田市立天満保育所	大和高田市吉井7-4-2	9日
大和高田市立みどり保育所	大和高田市曙町20-35	9日
大和高田市立浮孔保育所	大和高田市西三倉堂1丁目13-14	9日
大和高田市立磐園保育所	大和高田市有井108-2	9日
大和高田市立高田西保育所	大和高田市市場535-1	9日

※ 各施設に派遣されるALTの頻度については、月1回とする。

※ 対象児童クラス：3歳児クラス～5歳児クラス

5 業務内容

（1）派遣業者の行う業務

①各施設へのALT派遣業務

②派遣業者は上記①に関する契約の実施上の管理を行う派遣元責任者を定め、次の業務を行う。

（ア）保育幼稚園課及び各施設へのALT業務遂行に必要な連絡及び調整

（イ）ALTの業務遂行状況の把握、各施設への意見及び要望の聴取

（ウ）上記（ア）～（イ）について保育幼稚園課への報告

（エ）ALTの労務管理及び勤務管理

- (オ) A L Tへの指導方法等の助言
- (カ) 派遣開始日前の責任者とA L Tによる各施設への訪問
- (キ) A L Tに対する業務遂行に必要な研修の実施

(2) A L Tの行う業務

- ①英語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」の言語活動を通して情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするために必要な資質・能力を育成することを目指して、A L Tにより体験的なコミュニケーション活動を行う。楽しい活動を盛り込みながら自然に英語を用いる機会や場面を持たせ、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。また、英語による言語活動を通して、園児に諸外国の異文化にも触れさせる。
- ②上記目標を達成するため、下記の業務を行うものとする。
 - (ア) 授業計画の作成、教材の作成
 - (イ) 英語による言語活動のカリキュラム作成にむけての助言・補助
 - (ウ) その他本事業の円滑な遂行のため、その他本条各前号に定める事項に準ずる業務

6 派遣期間等

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間とする。

(1年間の総派遣日数は72日。)

7 A L Tの業務日、就業時間等

A L Tを配置する日は原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日・日曜日・祝日及び各施設の長が指定する日は配置をしないものとする。

就業時間は、午前8時30分から午後4時30分の実働7時間（休憩時間1時間）とし、デイリープログラム等に基づくものとする。ただし、臨時の時間変更については、保育幼稚園課と各施設の長において調整の上、可能とする。

なお、業務日及び就業時間外に業務を実施したときは、総配置日数、就業時間の中で調整する。

また、派遣業者の都合により担当A L Tによる業務ができないとき、又はA L Tがやむを得ない理由で業務を実施できないときは、派遣業者は必ず保育幼稚園課及び各施設に連絡し、代替講師を派遣するか、未実施分を各施設と調整の上、年度内派遣期間の他の日に実施する。

8 A L Tの資格要件

- (1) 派遣業者に所属すること。
- (2) 指導言語を英語とし、英語を母語又は公用語とすること。
- (3) 大和高田市または他の自治体において、A L Tを勤めた経験が1年以上あること。

- (4) 英語の発音・リズム・イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備えていること。また、文章力・文法力が優れていること。
- (5) 大学卒業以上又は同等の学歴を有しており、英語指導について能力・資質があること。
- (6) 基本的な日本語会話が可能で、職員及び園児と日本語によるコミュニケーションがとれ、本業務の円滑な履行が可能であること。
- (7) 心身ともに健康であること。
- (8) 日本での生活適応、職務従事がスムーズにできること。
- (9) 日本について関心があり、進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があり、日本人との協調性があること。
- (10) 日本における教育、特に英語教育に関心があること。
- (11) 社会人（特に、教育に携わる者）としての自覚と責任があること。
- (12) 積極的に子どもたちと共に活動することに意欲があること。
- (13) 保育施設における指導者としての服務（職員に準ずる）が守れること。
- (14) 保育施設に相応しい服装・態度で臨むこと。
- (15) 保育施設管理運営上支障のある行為をしないこと。
- (16) 別記 個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、就労に適切な在留資格を有すること。
- (18) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- (19) 宗教活動または政治活動を行わないこと。

9 支払方法について

支払い方法は、市が算出した金額以内とする。派遣料の支払いについては、毎月払いとし、業務履行後、月別実績報告書を提出の上、検査終了後に請求書に基づき支払うものとする。

10 研修等の実施

(1) ALTに対する研修の実施

派遣業者は、ALTを対象とした配置前及び配置後の定期的な研修を実施し、指導技術の向上を図るとともに、園児の人権擁護の観点にも十分配慮するよう指導すること。

(2) 保育所及びこども園におけるALTの指導・監督

派遣業者は、本業務の適切な実施を図るため、施設を定期又は随時に巡回し、必要に応じてALTの指導を行うものとする。

1 1 A L Tの交替について

A L Tが誠実に業務を遂行しない場合や、園児、職員、保育幼稚園課等との間に問題が発生し、保育幼稚園課或いは各施設より連絡を受けた場合は、派遣業者が適宜指導を加えるものとする。また、指導を加えても改善の見込みがない場合、若しくは本仕様書記載事項を遵守できないと保育幼稚園課或いは各施設が判断した場合は、派遣業者に対してA L Tの交替を請求できるものとし、派遣業者はこれに応じるものとする。

1 2 緊急時の通知等

派遣業者は、緊急の事態が発生した場合、速やかに電話などにより保育幼稚園課及び各施設の長に通知するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処しなければならない。また、その状況を遅滞なく書面により保育幼稚園課に報告すること。

1 3 その他

- (1) 派遣業者及びA L Tはこの業務において知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- (2) A L Tの就業中及び就業場所への移動中における事故については、派遣業者の責任において一切処理するものとする。
- (3) A L Tの就業中及び就業場所への移動中等において加害者となった場合は、派遣業者の責任において一切処理するものとする。ただし、当該事故が就業先の指示によるものの場合、この限りではない。
- (4) 本派遣業務は、労働者派遣法に基づく労働者派遣契約として契約するものとする。
- (5) 派遣業者とA L Tとの関係において、労働基準法及び最低賃金法の規定が遵守されていること。
- (6) A L Tが加入する必要がある社会保険については、必ず加入させてから労働者派遣を行うこと。
- (7) A L Tの通勤に必要な交通費は、派遣業者側の負担とする。
- (8) A L Tが保育施設で食する給食の費用は、派遣料金に含まれる。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、大和高田市と派遣業者の双方で誠意を持って協議するものとする。

【受付】

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 福祉部 保育幼稚園課

TEL 0745-22-1101

FAX 0745-23-0415

別記

個人情報取扱特記事項

甲を大和高田市、乙を〇〇（派遣事業者）とする。

（基本事項）

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し在籍中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときをのぞき、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の変換又は処分）

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに、甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処理しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。